

## ○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 まちづくり推進総室 まちづくり推進課	
許 認 可 等 名	個人施行者の市街地再開発事業終了の認可	
根 拠 法 令	都市再開発法	
根 拠 条 項	第7条の20第1項	
連 絡 先	(電話 621-5269)	
審 査 基 準	基 準	○都市再開発法施行規則 (個人施行に関する認可申請書の添付書類) 第1条の7 3 法第7条の20第1項の認可を申請しようとする個人施行者は、認可申請書に第一種市街地再開発事業の終了を明らかにする書類を添付しなければならない。
	参 考 事 項	徳島県の事務処理の特例に関する条例により市が処理することとなっている。
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 日 (休日を除く・休日を含む)  設定しない (これまで先例がないため。)
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)